

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
企画管理部 職員課
指 摘
<p>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）については、富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第4条において、1日7時間45分、かつ、週38時間45分の範囲内において勤務時間の割振りを変更することができることと定められており、第1号会計年度任用職員が「翌週の勤務日」と「当該週の週休日」を振り替えることにより、当該週の勤務時間が38時間45分を超える場合は、勤務時間の割振り変更はできず、週休日における超過勤務手当相当額の報酬を支給する必要がある。</p> <p>会計年度任用職員制度が開始された令和2年4月以降、第1号会計年度任用職員を任用する各所属においては、正規職員に準じるものとして、1日単位の割振り変更を認め、任命権者が週の勤務時間として定めた時間を超える分に対して25/100の超過勤務手当相当額の報酬を支給するなどの運用がなされてきた。</p> <p>しかしながら、第1号会計年度任用職員については、割振り変更後の週の勤務時間が38時間45分を超えることはできず、同一週内における勤務時間の割振り変更ができない場合は、週休日における超過勤務として手当相当額の報酬を支給すべきことを職員課に確認し、令和3年11月の定期監査において、男女共同参画推進センターに対する指摘事項とした。</p> <p>職員課においては、第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り変更及びそれに係る支給等について、令和4年10月3日付け、「会計年度任用職員取扱要領の改定について」にて、職員ポータルを通じて掲載したことにより、全庁的な周知を図ったとの認識であるが、男女共同参画推進センターへの指摘後においても依然として複数の所属で第1号会計年度任用職員に対する報酬の支給誤りが確認されており、今回の定期監査においても、企画管理部所管の富山ガラス造形研究所や富山駅周辺地区整備課で同様の誤りが見受けられたところである。</p> <p>このため、今一度、全ての所属において、会計年度任用職員制度開始から現在に至るまで、過年度に遡って支給額等の確認を行う必要があるものと思われる。今後、同様の誤りの発生を防ぐため、全庁的に会計年度任用職員の勤務時間の割振り変更等が正確に理解されるよう周知徹底し、適正に制度を運用するよう改善</p>
措 置 検 討 状 況
<p>パートタイム会計年度任用職員に係る勤務時間の割振り変更等の制度については、令和5年2月2日に開催された人材育成担当者会議及び同年5月17日に開催された次長会議において、適正に運用するよう制度の内容等を改めて説明するとともに、周知徹底を通知したところである。</p> <p>あわせて、職員ポータルの「要綱・通知集」に会議資料を掲載し、全庁的に周知したところである。</p> <p>また、会計年度任用職員制度が開始された令和2年度以降の誤った運用の有無については、5月24日に各調整担当課を通じて全所属に照会したところであり、その結果、支給額に誤りがあった場合には、速やかに対応してまいりたい。</p>
その後の措置状況
<p>会計年度任用職員制度が開始された令和2年度以降の支給額等について確認したところ、3所属において5件の過小支給が確認されたことから、12月8日までに、本来支給すべき額との差額を本人に追給したところである。</p>